

保発 0930 第 10 号
令和 4 年 9 月 30 日

全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
地方厚生（支）局長
社会保険診療報酬支払基金理事長
国民健康保険中央会長
健康保険組合連合会長
日本医師会長

殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

社会保険診療報酬支払基金法第十六条第一項、国民健康保険法第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第五項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の一部を改正する件の告示について

社会保険診療報酬支払基金法第十六条第一項、国民健康保険法第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第五項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の一部を改正する件（令和 4 年厚生労働省告示第 307 号）については本日告示され、令和 4 年 10 月 1 日から適用される所です。改正の趣旨並びに内容は下記のとおりですので、御了知の上、関係各位への周知徹底を図られるとともに、施行に当たって十分に御留意いただきますよう、お願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

特別審査委員会の設置趣旨である専門的審査の集約・一元化の観点から、審査対象の重点化・効率化を行うため、審査対象となる診療報酬の基準について所要の見直しを行うものである。

第 2 改正の内容

- ① 現在、特別審査委員会による審査対象となる診療報酬請求書（歯科診療以外の診療に係るものに限る。以下同じ。）のうち、以下の診療報酬明細書に係る部分を対象外とする。
- ・ 合計点数（心・脈管に係る手術を含む診療に係るものについては特定治療材料に係る点数を除いた合計点数をいう。以下同じ。）が 38 万点以上である、入院外の診療報酬明細書（歯科診療以外の診療に係るものに限る。以下同じ。）
 - ・ 診療報酬明細書の全件数のうち漢方製剤の処方及び調剤を含む診療報酬明細書の件数が過半数を占める医療機関における漢方製剤の処方及び調剤を含む入院外の診療報酬明細書であって、投薬料の点数が 4,000 点以上のものに係るもの
- ② 現在、特別審査委員会の審査対象となっていない診療報酬請求書のうち、以下の診療報酬明細書に係る部分を新たに対象とする。
- ・ 合計点数が 35 万点以上 38 万点未満である入院の診療報酬明細書のうち、医療法第 4 条の 2 に規定される特定機能病院及び同法第 4 条の 3 に規定される臨床研究中核病院により請求されたもの

第 3 適用期日

令和 4 年 10 月 1 日以降の診療に係る診療報酬請求書について適用

※ 令和 5 年 2 月 28 日以前に行われた診療に係る診療報酬請求書であって、国民健康保険法第 45 条第 5 項及び高確法第 70 条第 4 項の規定に基づき国民健康保険団体連合会が審査に関する事務の委託を受けるものについては、なお従前の例による。